第八十二条の次に次の一条を加える。

（非常災害対策）

第八十二条の二　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第八十八条中「、第五十七条」を削る。

第百八条中「、第五十七条」を削り、「、第八十条、」の下に「第八十二条の二、」を加え、「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の下に「、第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と」を加える。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第二条　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（非常災害対策）

第五十八条の二　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六十四条中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第八十五条中「、第三十条」を「、第三十一条」に改め、「、第五十六条」の下に「、第五十八条の二」を加え、「「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の下に「、第五十八条の二中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十九号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十九日

環境大臣　松本　龍

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号中「第十三条第二項第三号」を「第十三条第三項第三号」に改める。

第十三条の見出し及び同条第一項中「研究調査室及び」を「低炭素社会推進室及び研究調査室並びに」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「研究調査室」を「低炭素社会推進室及び研究調査室」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　低炭素社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号及び第十五条第二項において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　地球温暖化の防止に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　我が国における温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。次条第四項第一号において同じ。）の排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

第十四条を削る。

第十五条の見出し中「国際対策室及び」を削り、「並びに」の下に「フロン等対策官及び」を加え、同条第一項中「国際対策室及び」を削り、「並びに」の下に「フロン等対策官及び」を加え、「調整官」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項を削り、同条第三項第二号中「（平成十年法律第百十七号）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「国際対策室及び」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　フロン等対策官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関すること（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄に係るものに限る。）。

二　環境の保全の観点からのオゾン層の保護に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

第十五条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国際地球温暖化対策室）

第十五条　国際連携課に、国際地球温暖化対策室を置く。

2　国際地球温暖化対策室は、地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事務をつかさどる。

3　国際地球温暖化対策室に、室長を置く。

第十八条の見出し及び同条第一項中「閉鎖性海域対策室」の下に「及び海洋環境室」を加え、同条第二項第四号中「及び地球環境局」を削り、「もの並びに」を「もの及び」に、「令第六条第十三号事務」を「令第六条第十五号事務」に改め、同条第三項中「閉鎖性海域対策室」の下に「及び海洋環境室」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　海洋環境室は、環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策定及び規制等に関する事務をつかさどる。

第十九条第三項第三号中「令第六条第十三号事務」を「令第六条第十五号事務」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百五十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第六項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じたので、その旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を同法第三十三条第七項により、次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十九日

総務大臣　片山　善博

政党交付金の返還命令

政党の名称	政党交付金の返還命令額
公明党	1,493,526円

（理由）政党助成法第33条第２項第２号に規定する残余があるため。

○中央選挙管理会告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十九日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

衆議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
新党大地	北海道釧路市山花一三線一二五番地	浅野　貴博